

愛知県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携・協力に関する包括協定

愛知県（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互が連携して、愛知県のまち・ひと・しごと創生及びSDGsの達成に向けた取組を推進するため、以下のとおり連携・協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密に連携・協力して、まち・ひと・しごと創生及びSDGsの達成に資する取組を実施することにより、地域の活力を高め、さらなる愛知の発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、法令に反しない範囲で、次の事項について、連携し協力するよう努めるものとする。

- (1) 「すべての人の活躍の推進」に関すること
- (2) 「健康・長寿の達成」に関すること
- (3) 「成長市場の創出・科学技術イノベーション」に関すること
- (4) 「観光・文化・スポーツ振興による地域活性化」に関すること
- (5) 「安全・安心社会の実現」に関すること
- (6) 「省・再生可能エネルギー・気候変動対策・循環型社会」に関すること
- (7) 「生物多様性・森林や海洋等の環境保全」に関すること
- (8) 「その他、地方創生・SDGsの推進体制等」に関すること

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、連携事項の実施により知り得た相手方の非公表情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。また、甲及び乙は、第1条に規定する目的以外に相手方の非公表情報を使用してはならないものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報は、非公表情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報
- (2) 相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
- (4) 法令により開示を求められた情報

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は締結日より1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の変更および解除）

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、または解除できるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

2019年11月6日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事

丸村秀章

乙 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
代表取締役副社長執行役員

長島宏司